

提供日 2012/11/05
タイトル 原子力災害特別措置法に基づく「野生きのこ」の出荷制限指示について
担当 経済産業部 農林業局林業振興課
連絡先 経済産業部 農林業局林業振興課
健康福祉部 生活衛生局衛生課
TEL 054-221-2667
054-221-2429



1 概要

御殿場市及び小山町の「野生きのこ」について、11月5日付けで国の原子力災害対策本部長から静岡県知事に対し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示があった。

2 対応

- ・御殿場市、小山町及び関係事業者等に対し、当分の間、野生きのこの出荷を差し控えるよう要請する。
- ・御殿場市、小山町及び食品関係団体等と連携して巡回指導等を行い、出荷制限区域内からの出荷防止対策を講じる。
- ・出荷制限区域外の野生きのこについては、産地の表示や入荷・販売先の記録などについて周知徹底する。

3 添付資料

- ・指示書
- ・出荷制限指示後の管理の考え方ー野生きのこー

4 参考

(経緯)

H24. 10. 30 : 小山町の「野生きのこ」から食品衛生法上の基準値を超える放射性セシウムが検出され、小山町及び関係機関に対して採取及び摂取を控えるよう注意喚起するとともに国へ報告
H24. 11. 1 : 御殿場市の「野生きのこ」から食品衛生法上の基準値を超える放射性セシウムが検出され、御殿場市及び関係機関に対して採取及び摂取を控えるよう注意喚起するとともに国へ報告
H24. 11. 5 : 原子力災害対策本部長から静岡県知事に対し、小山町及び御殿場市の全ての「野生きのこ」について出荷制限を指示

(検査結果：基準値を超えた検体)

品目	採取市町	採取日	Cs134 (Bq/kg)	Cs137 (Bq/kg)	合計 (Bq/kg)
ユキワリ	小山町	10月26日	132	219	350
キハツタケ	御殿場市	10月31日	70.7	160	230
ツバフウセンタケ	御殿場市	10月31日	56.7	146	200
アカモミタケ	御殿場市	10月31日	102	237	340

【問い合わせ先】

- ・指示後の対応等に関する事／林業振興課 054-221-2667
- ・検査結果に関する事／衛生課 054-221-2429

指 示

平成24年11月5日

静岡県知事

川勝 平太 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

野田 佳彦

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

静岡県御殿場市及び小山町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

出荷制限指示後の管理の考え方

—野生きのこ—

野生きのこの出荷管理については、小山町及び御殿場市（以下「関係市町」という。）と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合に、速やかに是正措置を講じる。

1 出荷制限区域からの出荷防止対策

（１）採取者対策

県は、関係市町の協力を得て、当該市町内で発生した野生きのこを採取する者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、関係市町及び関係団体と連携して巡回指導を行う。

（２）流通対策

県は、野生きのこの流通・販売を行う者に対し、出荷制限区域内で採取された野生きのこの流通・販売を行わないよう要請するとともに、関係市町及び関係団体と連携して、流通・販売拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にインターネット上の通信販売について監視を行い、出荷制限区域内で採取された野生きのこが販売されていないかを確認する。

2 出荷制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

県は、出荷制限区域外で採取された野生きのこについては、野生きのこの流通・販売を行う者に対し、産地の市町村名を表示するとともに、入荷先、販売先の記録を保存するよう周知徹底する。

また、必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これらの取組が確実に行われるよう、巡回指導を関係市町及び関係団体と連携して行う。